

復 興 整 備 計 画  
（第2回変更）

田 野 畑 村・岩 手 県

平成24年12月25日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

田野畑村の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 「二度と津波で人命を失わない」を合言葉に、高台移転や防災機能の強化などにより安全で安心な居住地の確保を図ります。
- ② 避難路の充実と避難場所の安全確保、二線堤の検討、小中学校等での防災教育、避難訓練の実施、自主防災組織の再構築や新たな結成による地域防災力の強化など、ハードとソフト両面を組み合わせた多重防災型の地域づくりを進めます。
- ③ 新たな集落の形成にあたっては、コミュニティの維持・強化に配慮するとともに、隣接集落との協調にも意を注ぎます。また、住宅の自主再建が難しい高齢者等も集落内に居住できるよう災害公営住宅を配置し、多世代が住みあう工夫も含めて、高齢者等に配慮した集落形成を推進します。
- ④ 浸水エリアについては、防災機能の強化により一定の安全性を確保したうえで水産施設や各種公益施設等を整備し、魅力と活気あふれる地域の創生を目指します。
- ⑤ 津波による被害を受けた地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。津波による被害を受けなかった地区の農地については、露地野菜や施設野菜などを組み合わせた基本的な営農類型へと誘導し、安定生産・安定販売を目標に、県等の関係機関と調整しながら事業展開を図ります。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 被災した漁港周辺については、漁港施設用地の嵩上げ、津波避難路の整備等を行うとともに、共同利用倉庫や水産加工施設等を再配置し、水産業の6次産業化を推進します。
- ・ 防潮堤の復旧に際しては、越流した場合でもできるだけ持ちこたえられる粘り強い構造にするとともに、堤内低地エリアでは被災宅地等を活用し、不足していた野積場用地や公園、緑地を整備し、防災・減災機能の強化を図ります。
- ・ 安全で安心な居住エリアを確保するため、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地に移転させるとともに、その移転先においては災害公営住宅も併せて整備します。
- ・ 三陸鉄道の復旧に合わせ、流失した島越駅を移転新築してコミュニティの拠点エリアと位置づけ、併せて駅前広場及び地区コミュニティ関連の公益施設や商店などを配置します。
- ・ 津波による被害を受けた明戸地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照。）

#### ① 明戸地区

- ・ 漁業復興エリアにおいては、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されていますが、保安林を極力回避して用地を選定し、水産業協同利用施設復旧整備事業により普代村と共同利用するサケふ化場を復旧整備し、水産業の早期復興を図ります（A地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、A地区と同様に、保安林を極力回避して用地を選定し、防災機能の強化に配慮しながら被災したキャンプ場と健康増進交流施設の復旧を図ります（G地区）。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、集落前面にある村道（H道路）の嵩上げや生活基盤の整備等を行い、防潮堤、防潮林、公園・緑地施設と相まって防災機能の強化を図ります。
- ・ 防災林復興エリアにおいては、震災遺構として保存する倒壊した防潮堤に代わり新たに整備される防潮堤兼用道路背後地に、流失した防潮林を復活さ

せ、防潮機能の強化を図ります。

- ・ 農業復興エリアにおいては、津波による被害を受けた農地において農作物の安定的な生産高を回復するための取り組みを行うほか、今後も農地として利用します。

② 羅賀地区

- ・ 商業・コミュニティ復興エリアにおいては、旧羅賀小学校跡地へのコミュニティセンター機能の再建を検討するとともに、住民生活を支える商業機能の立地を誘導し、田野畑駅から旧小学校までのコミュニティエリアとしての一体感を強化します。
- ・ 漁業復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により漁港施設の用地の嵩上げや、ワカメ等の養殖1次加工処理施設、野積場、共同利用倉庫、漁具資材修理保管施設用地を造成するほか、津波避難路の整備等を行います。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により集落道や避難路、水産飲雑用水、排水処理施設、公共施設用地整備など生活基盤の整備等を行う（B地区）とともに、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地（C地区）に移転させるほか、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備します（D地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防潮堤を越流した津波の遊水地機能を持たせるため、親水広場や緑地、多目的なレクリエーションに対応できる芝生広場、震災メモリアル公園等を整備します。

③ 島越地区

- ・ 商業・コミュニティ復興エリアにおいては、三陸鉄道の流失した高架式鉄道の盛り土形式での復旧に合わせ、同じく流失した島越駅を河川対岸の鉄道敷高さまで盛り土する場所に移転新築するとともに、併せてコミュニティ機能及び商業機能の再建を図ります。
- ・ 漁業復興エリアにおいては、漁港施設の用地の嵩上げやワカメ等の養殖1次加工処理施設、野積場用地、共同利用倉庫、漁具資材修理保管施設のほか津波避難路の整備等を行います。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により集落道や避難路、水産飲雑用水、排水処理施設、公共施設用地整備など生活基盤の整備等を行うとともに、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地（E地区）に移転させるほか、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備します（F地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防潮堤を越流した津波の遊水地機能を持たせるため、親水広場や緑地、多目的なレクリエーションに対応できる芝生広場、震災メモリアル公園等を整備します。

④ 机地区

- ・ 漁業復興エリアにおいては、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されていますが、保安林を極力回避して用地を選定し、番屋群再生事業により番屋を整備し、水産業の早期復興を図るとともに、同番屋を活用した体験型観光を推進します（I地区）。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		

(6) 都市施設の整備に関する事業	H 道路	事業名称：明戸地区まちづくり連携道路整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 種類：道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	A 地区	事業名称：サケふ化場整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B 地区	事業名称：平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
	C 地区	事業名称：平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
	D 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（羅賀地区） 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成25年度
	E 地区	事業名称：島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
	F 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（島越地区） 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成25年度

	G地区	事業名称：田野畑村マレットゴルフ場整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	I地区	事業名称：机浜番屋群再生事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成27年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	その他施設の整備に関する事業	A地区	保安林	解除	—	0.8529	
2	その他施設の整備に関する事業	C地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	6 (5.56)	
	その他施設の整備に関する事業	D地区	地域森林計画区域	変更	—	5.56	
3	その他施設の整備に関する事業	E地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5 (5.17)	
	その他施設の整備に関する事業	F地区	地域森林計画区域	変更	—	5.17	
4	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4 (3.53)	<p>[保健保安林について]</p> <p>代替保安林の指定については、復興整備事業の事業区域周辺において生活基盤の復興を優先させるため、当該復興整備事業を着手するまでに代替保安林を指定することは困難であること。</p> <p>代替機能を有するものについては、明戸地区キャンプ場整備事業によりマレットゴルフ場整備のために保安林の指定を解除する面積（1.7076ha）を超える森林及び緑地の造成を計画していること。</p>
			保安林	解除	—	1.7076	
5	都市施設の整備に関する事業	H道路	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	1 (1.47)	
			地域森林計画区域	変更	—	1.47	

6	その他施設の整備に関する事業	I 地区	保安林	解除	二	0.1664	

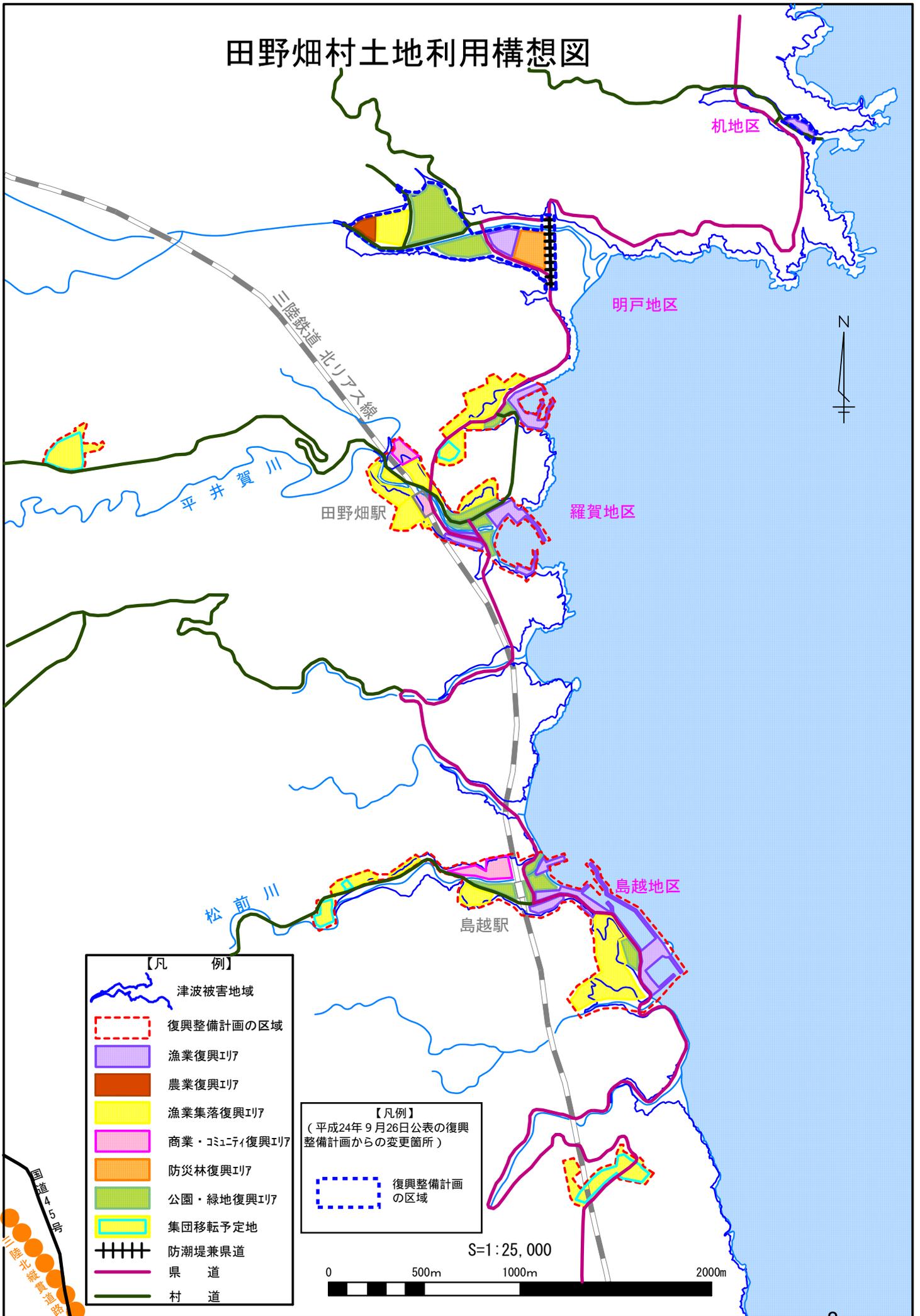
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	B地区					○						

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

# 田野畑村土地利用構想図





## 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)					変更部分の 地目現況 (ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減					地目
					名称	面積	名称	面積						
4	田野畑森林地 域(14-6)	田野畑村 (明戸地区)		4	農	4				森林	4	田野畑村マレットゴルフ場整備事業及び明戸地区まちづくり連携道路整備事業による施設整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため。	久慈・閉伊川地域森林計画の変更	
5	田野畑森林地 域(14-6)	田野畑村 (明戸地区)		1	農	1			森林	1				
合 計				5										

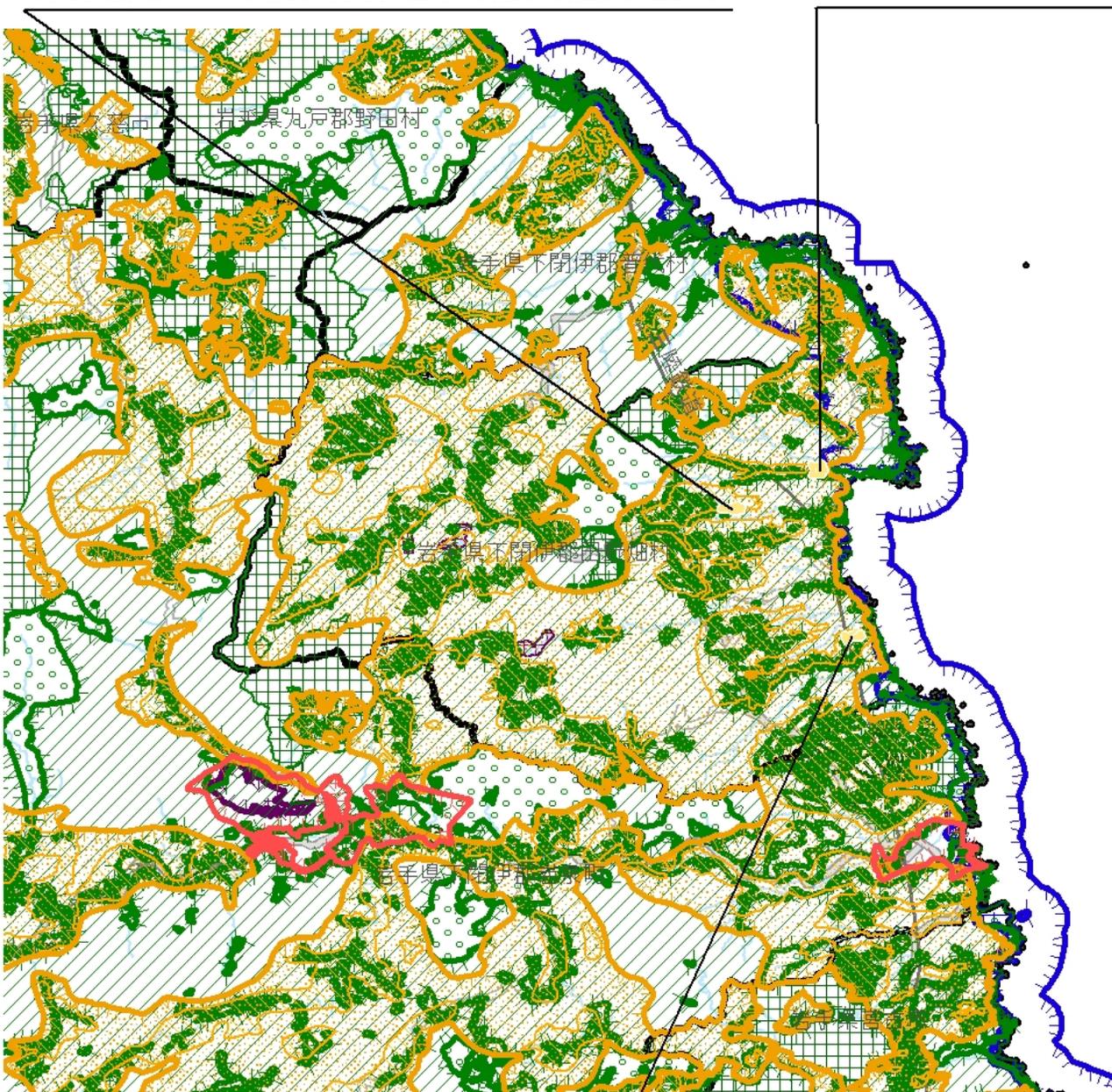
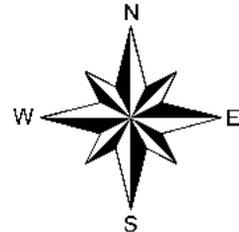
### 【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:○○都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために○○法の○○区域も指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:○○農政局○○課に○月○日文書にて照会。○月○日時点未回答。○月○日口頭で了解の旨連絡受け。)

# 変更位置図2～5(基本計画図14-6)

(変更済)2 田野畑森林地域(縮)(羅賀地区)

4、5 田野畑森林地域(縮)(明戸地区)



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- ✈ 空港
- ⚓ 港湾
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 青森県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

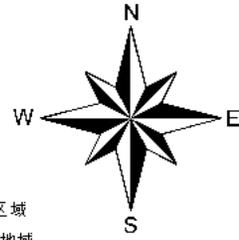
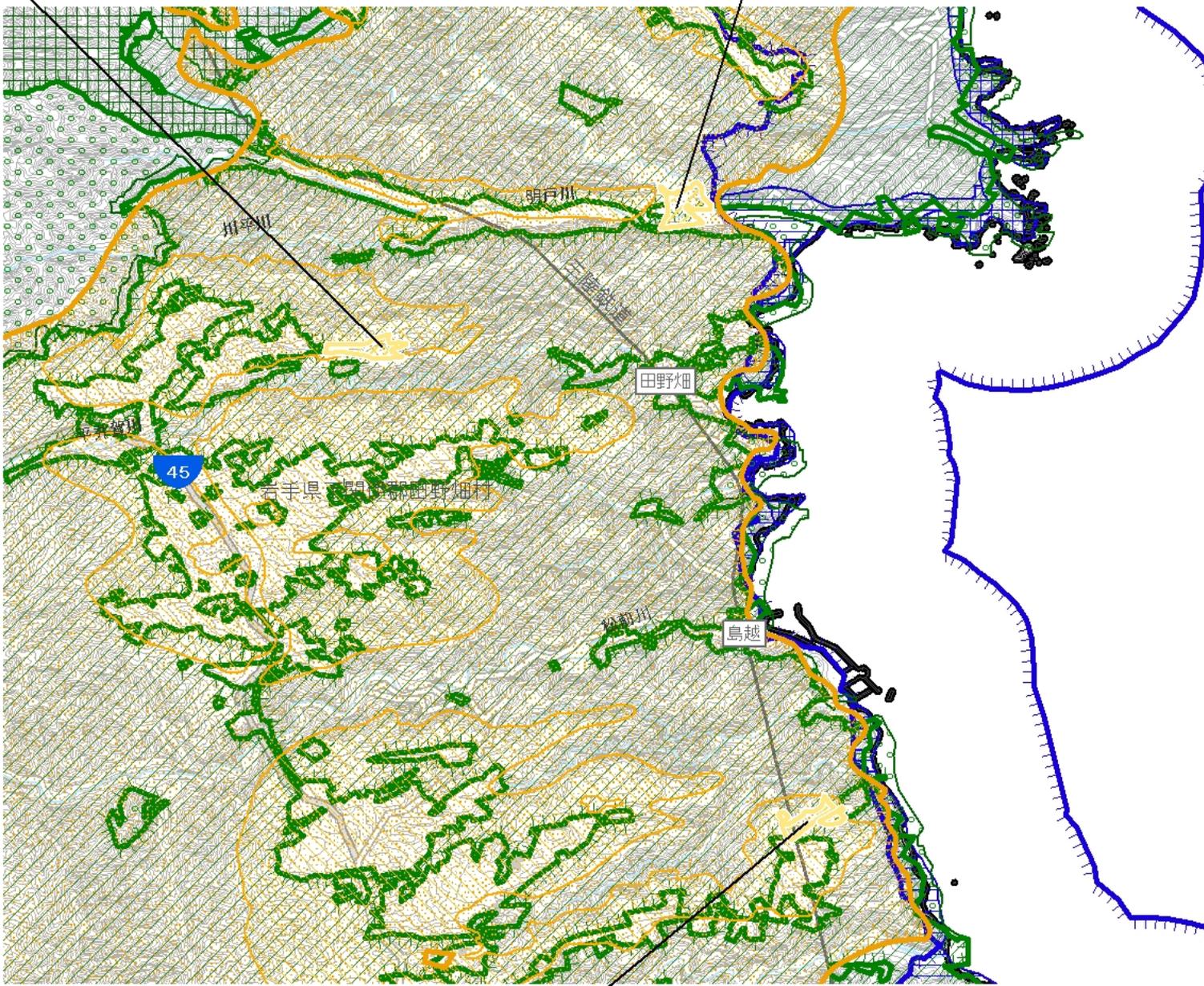
(変更済)3 田野畑森林地域(縮)(島越地区)

(S=1:200,000)

# 変更区域図2～5(基本計画図14-6)

(変更済)2 田野畑森林地域(縮)(羅賀地区)

4、5 田野畑森林地域(縮)(明戸地区)



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 郡市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- ✈ 空港
- ⚓ 港湾
- 駅名
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 建築物
- 等高線
- 海岸線
- ◻ 岩手県行政界
- ◻ 青森県行政界
- ◻ 宮城県行政界
- ◻ 秋田県行政界
- ◻ 山形県行政界

(変更済)3 田野畑森林地域(縮)(鳥越地区)

(S=1:50,000)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

久慈・閉伊川地域森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総 数		241,260	<u>241,266</u>	
市 町 村 別 内 訳	宮古市	82,486	82,486	
	山田町	10,033	10,033	
	岩泉町	61,153	61,164	
	田野畑村	11,872	<u>11,867</u>	<u>△5.00ha</u>
	久慈市	42,242	42,242	
	洋野町	22,703	22,703	
	野田村	5,035	5,035	
	普代村	5,736	5,736	

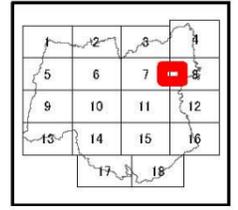
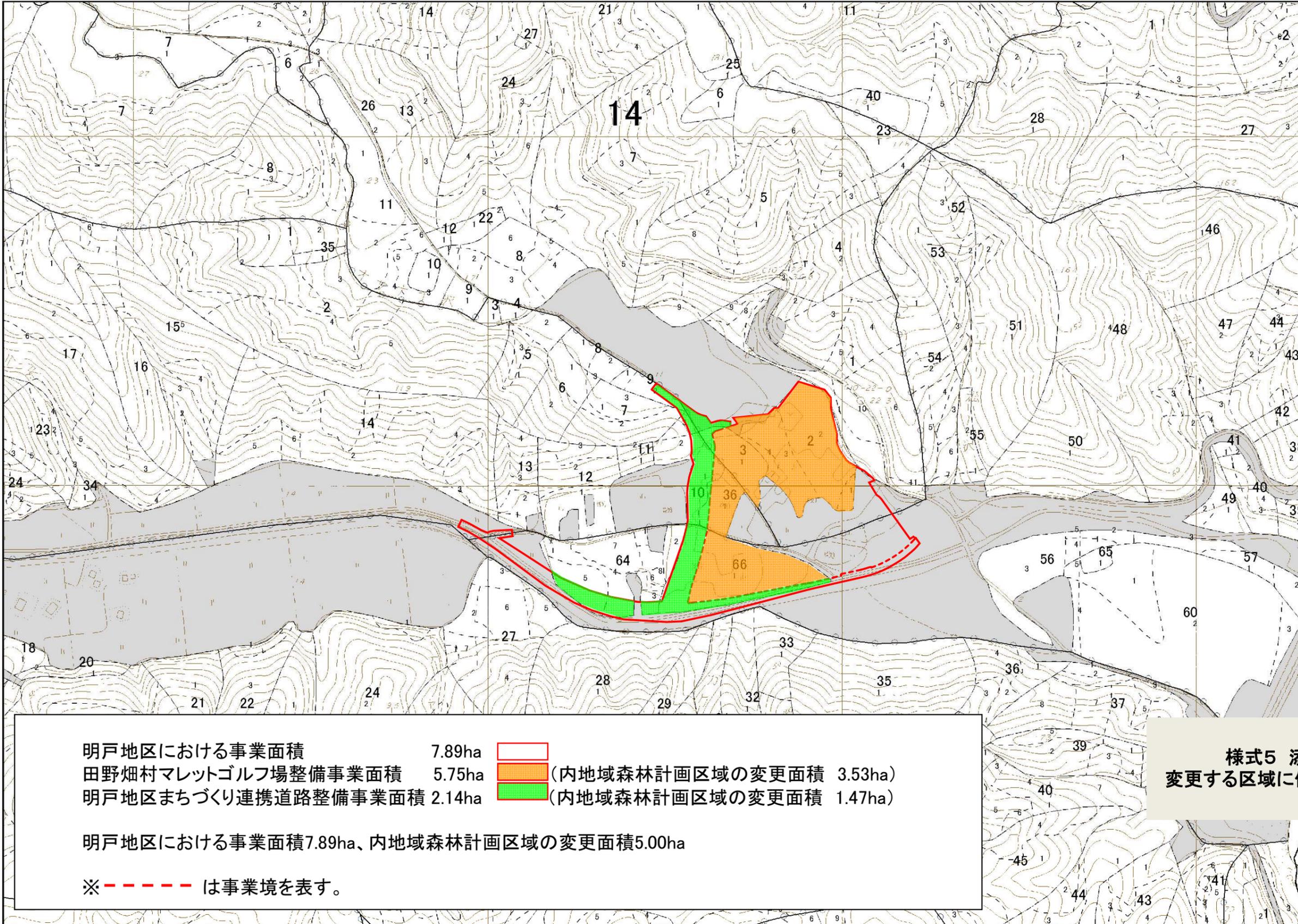
注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

# 森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

明戸地区における事業面積 7.89ha  
 田野畑村マレットゴルフ場整備事業面積 5.75ha  
 明戸地区まちづくり連携道路整備事業面積 2.14ha

内地域森林計画区域の変更面積 3.53ha  
 内地域森林計画区域の変更面積 1.47ha

明戸地区における事業面積7.89ha、内地域森林計画区域の変更面積5.00ha

※ - - - は事業境を表す。

様式5 添付書類  
 変更する区域に係る森林計画図



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株)



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所在				復興整備事業の 名称及び種類	面積	備考
市町村	大字	字	地番			
田野畑村		明戸	181-1	名称：田野畑村マレットゴルフ場整備事業 種類：その他施設の整備に関する事業	3.53	事業区域 5.75ha うち対象森林 3.53ha 開発行為 3.53ha
			196-1			
			ほか			
田野畑村		明戸	196-1	名称：明戸地区まちづくり連携道路整備事業 種類：都市施設の整備に関する事業（道路）	1.47	事業区域 2.14ha うち対象森林 1.47ha 開発行為 1.47ha
			ほか			
合計					5.00	

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

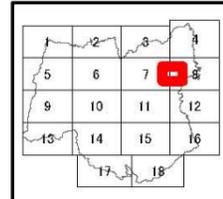
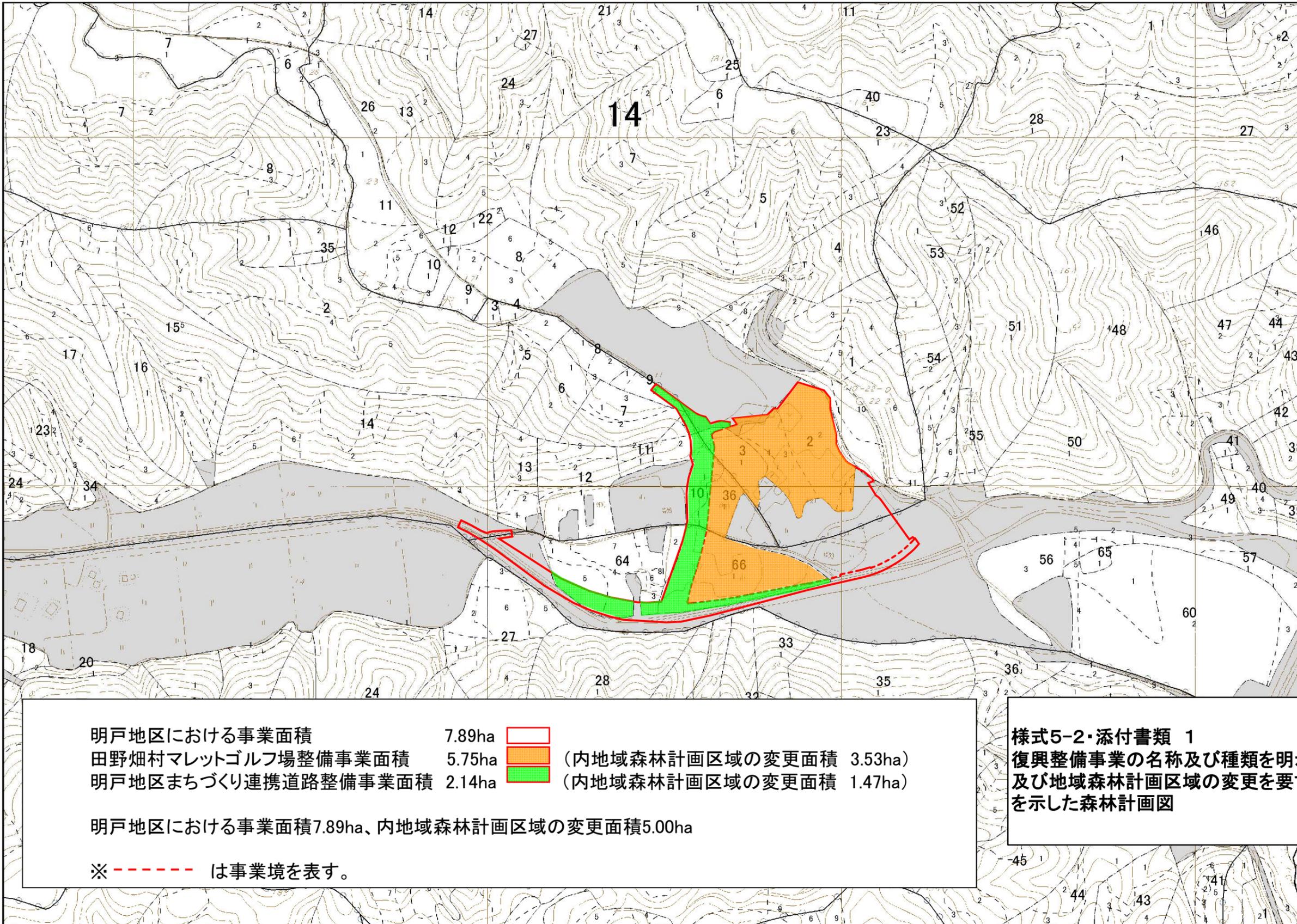
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

# 森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

明戸地区における事業面積 7.89ha

田野畑村マレットゴルフ場整備事業面積 5.75ha (内地域森林計画区域の変更面積 3.53ha)

明戸地区まちづくり連携道路整備事業面積 2.14ha (内地域森林計画区域の変更面積 1.47ha)

明戸地区における事業面積7.89ha、内地域森林計画区域の変更面積5.00ha

※ - - - は事業境を表す。

様式5-2・添付書類 1  
復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を示した森林計画図



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株)





明戸地区まちづくり連携道路整備事業 計画平面図



- 凡例
- 家屋
  - 現況道路
  - 計画道路

村道長内沢線  
L=98+25+212=335 m

L=212 m

L=25m

L=98 m

村道田野畑明戸線 L=532 m

北山崎コース

様式第5-2・添付書類2  
土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面

【田野畑村マレットゴルフ場整備事業の概要】

- 東日本大震災による甚大な津波被害を受けた明戸地区においては、造り育てる漁業の再生、水産資源の維持・増養殖等のためのサケふ化場整備事業、県等との連携のもと災害に強いまちづくりのため道路の嵩上げ等を内容とする明戸地区まちづくり連携道路整備事業等を実施することとしているが、この田野畑村マレットゴルフ場についても、被災前から、平成28年度に開催される岩手国体にてデモンストレーションスポーツ会場として予定されており、マレットゴルフを村民スポーツとして推奨している当村にとっては、野外活動交流広場の整備等とともに、地域活力を早期に復興し、地域間交流を促進するため、早急の整備が求められているところである。

（マレットゴルフについて）

マレットゴルフは、ゲートボール用のスティックによく似たマレットゴルフ専用のスティックとボールを使用し、決められた場所からカップまで、ボールを少ない打数で入れることを競う、ゴルフによく似たスポーツである。

※ マレット (mallet) とは「木づち」のこと。

- 整備する施設については、災害復旧事業にて、従前の施設以上の効率的な運用を目的として、明戸川を挟んで南側と北側に分かれていた2箇所の施設を北側1箇所に集約して整備するものである。なお、明戸川を挟んだ南側には、今般、サケふ化場を整備した箇所に位置していたキャンプ場を整備する予定である。

<田野畑村マレットゴルフ場整備事業>

- ・ 事業面積 5.75ha
- ・ 事業費 356,114千円
- ・ 事業期間 平成24年度～平成25年度

様式第5-2 添付書類3 (復興整備事業に関する事項が記載された書面)

【明戸地区まちづくり連携道路整備事業の概要】

○ 防潮堤と下記路線の間に整備するサケふ化場や健康増進施設等の利用者や通行者などの安全を確保するための避難道路として、また、当該路線の西側に位置する明戸集落住民の生命・財産を津波被害から守るための二線堤(2次防護施設)として嵩上げ整備するものである。

- 1 事業路線 村道長内沢線  
村道田野畑明戸線
- 2 事業延長 村道長内沢線(L=335m)、村道田野畑明戸線(L=532m)
- 3 事業費 146,000千円
- 4 事業期間 平成24年度～平成25年度

[当面の事業概要]

<平成24年度>

- ・ 測量調査設計、用地測量調査
- ・ 用地取得
- ・ 改良舗装工事

<平成25年度>

- ・ 改良舗装工事

## 様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の2に規定する保安林の指定の解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積	要解除 実測面積	備考
郡	村	大字 (冠せず)	字	地番	実測		
下閉伊郡	田野畑村	明戸		181-1	ha 1 8789	ha 1 7076	潮害防備保安林兼保健保安林
下閉伊郡	田野畑村	机		142-11	0 1664	0 1664	魚つき保安林
合計					2 0453	1 8740	

### 添付書類

- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図(省略：計画書本体復興整備事業総括図による)
- 4 その他必要な書類
  - (1) 事業計画書(転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書)
  - (2) 代替施設計画書  
(転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書)
  - (3) 他法令による許認可証書等の書類写し
  - (4) 現況写真
  - (5) 保安林解除図（地籍測量図）
  - (6) 事業施設配置図
  - (7) その他参考となるべき事項

### 注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。



# 事業施設配置図 (兼) 代替施設配置図

種類	用途	規模	構造	所在 (保安林内外)	摘要
北山崎管理棟 及び用具庫新設	管理棟 用具庫	448 m <sup>2</sup>	木造	内 0.0 m <sup>2</sup> 外 448.0 m <sup>2</sup>	事業配置図 番号①
東屋	東屋 ベンチ	102 m <sup>2</sup>	木造	内 24.0 m <sup>2</sup> 外 78.0 m <sup>2</sup>	② ベンチ01~12
グランドコート舗装工	フェアウェイ・グリーン ・マッティング	44,136 m <sup>2</sup>	芝・改良土	内 8,649.0 m <sup>2</sup> 外 35,487.0 m <sup>2</sup>	④
	バンカー舗装	225 m <sup>2</sup>	2=30cm粗目砂	内 39.0 m <sup>2</sup> 外 186.0 m <sup>2</sup>	
	特殊 ゴムマット舗装	36 m <sup>2</sup>	ゴムマット	内 7.0 m <sup>2</sup> 外 29.0 m <sup>2</sup>	
給水管路工	給水管 φ50・75mm	802.0m	PPφ50mm710 PPφ75mm84m	内 118.0 m <sup>2</sup> 外 684.0 m <sup>2</sup>	⑤
	散水栓	9.0基	地下式	内 1.0基 外 8.0基	
	井戸工	1.0式	湧水	内 1.0式 外 0.0式	
地下排水工	地下排水 管φ100mm235m φ150mm530m	2886.0m	PPφ100mm235 PPφ150mm530	内 465.0 m <sup>2</sup> 外 2,421.0 m <sup>2</sup>	⑥
	集水柵	4.0箇所		内 1.0箇所 外 3.0箇所	
	可変U-300 *300・600・900	129.0m		内 0.0 m <sup>2</sup> 外 129.0 m <sup>2</sup>	⑥
駐車場舗装工	737㎡舗装工	1581 m <sup>2</sup>	表層 再生土 底層As(20F)	内 0.0 m <sup>2</sup> 外 1,581.0 m <sup>2</sup>	③
マレットゴルフ場 緑地帯整備	マレットゴルフ場 緑地帯整備	46,528 m <sup>2</sup>		内 8,719.0 m <sup>2</sup> 外 37,809.0 m <sup>2</sup>	⑦
	整備面積	2649 m <sup>2</sup>		内 0.0 m <sup>2</sup> 外 2,649.0 m <sup>2</sup>	
	植樹・サクラ 延長350m/10m+	36本		内 0.0本 外 36.0本	
	整備面積	8357 m <sup>2</sup>		内 8,357.0 m <sup>2</sup> 外 0.0 m <sup>2</sup>	
	現生林 整備面積	2978 m <sup>2</sup>		内 2,978.0 m <sup>2</sup> 外 0.0 m <sup>2</sup>	
	伐採 整理面積	5379 m <sup>2</sup>		内 5,379.0 m <sup>2</sup> 外 0.0 m <sup>2</sup>	
マレットゴルフ場 多目的公園	フェアウェイ・ グリーン・マッティング	46,399 m <sup>2</sup>	芝・改良土	内 4,639.0 m <sup>2</sup> 外 41,760.0 m <sup>2</sup>	⑨
	植樹	36本	フメ・サクラ	内 0.0本 外 36.0本	
	植栽	740 m <sup>2</sup>	アジサイ	内 740.0 m <sup>2</sup> 外 0.0 m <sup>2</sup>	
	ベンチ	14基		内 14.0基 外 0.0基	ベンチ01~14
仮設工	仮設溜池	2箇所	2000×L3000 H1500	内 0.0箇所 外 2.0箇所	⑩
全施設合計面積		57,534 m <sup>2</sup>		内 17,076.0 m <sup>2</sup> 外 40,458.0 m <sup>2</sup>	⑤⑥はマレットゴルフ場の地下設備となる

**④グランド・コート舗装工**  
44397㎡  
フェアウェイ・グリーン・マッティング舗装  
バンカー舗装  
特殊ゴムマット舗装

**⑤給水管路工**  
給水管PPφ50・75mm  
散水栓  
井戸工

**⑥地下排水工**  
地下排水有孔管  
集水柵  
※可変U-300\*300・600・900  
(③駐車場で使用)

**⑦緑地帯整備**  
2649㎡  
157-19

**緑地**  
開放ミニコース・広場  
⑨フェアウェイ・マッティング舗装、植樹、植栽  
5379㎡

**林地**  
⑧現生林散策路  
2978㎡

マレットゴルフ場多目的公園保安林使用面積  
8357.01㎡

要保安林解除地  
A=8357.01+4116.06+4603.63=17076.70㎡

緑地 (マレットゴルフ場保安林使用面積)  
8719.69㎡

緑地 (マレットゴルフ場保安林外使用面積)  
38327.68㎡

内訳  
緑地帯 2649.49㎡  
マレットゴルフ場 35678.19㎡

S=1:1,500

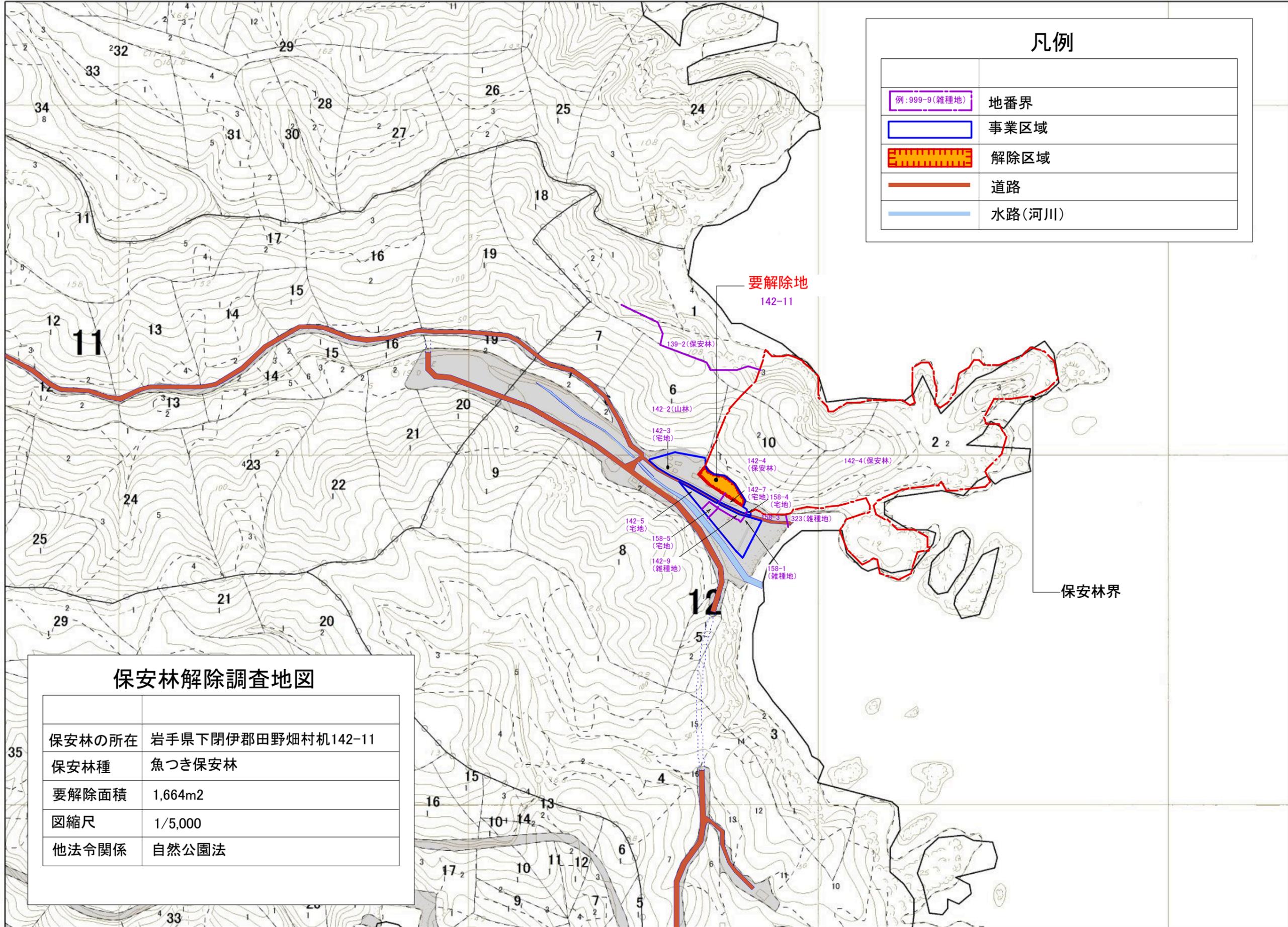


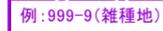
**施設部**  
①管理棟・用具庫  
②四阿屋\*4棟、ベンチ01~12  
550㎡

**舗装部**  
③駐車場舗装工  
1581㎡

**⑩仮設工**  
仮設溜池

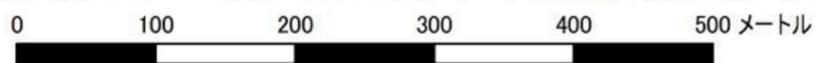
# 保安林解除調査地図



 例: 999-9(雑種地)	地番界
	事業区域
	解除区域
	道路
	水路(河川)



保安林の所在	岩手県下閉伊郡田野畑村机142-11
保安林種	魚つき保安林
要解除面積	1,664m <sup>2</sup>
図縮尺	1/5,000
他法令関係	自然公園法



・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」



保安林対象地内 (1,664m <sup>2</sup> )		要保安林解除地		保安林外		事業区域全体 (8,305m <sup>2</sup> )	
参考) 林地	0m <sup>2</sup>		参考) 林地	112m <sup>2</sup>		参考) 林地	112m <sup>2</sup>
種別	保安林内数量	摘要	種別	保安林外数量	摘要	合計数量	
施設建築	290m <sup>2</sup>	体験番屋: 6棟 石積み: 60m <sup>2</sup> 含む	施設建築	764m <sup>2</sup>	漁師使用番屋: 10棟 体験番屋: 4棟 公衆トイレ: 1棟 石積み: 325m <sup>2</sup> 含む	1,054m <sup>2</sup>	
舗装工	700m <sup>2</sup>		舗装工	1,490m <sup>2</sup>		2,190m <sup>2</sup>	
緑地工	674m <sup>2</sup>		緑地工	1,460m <sup>2</sup>		2,134m <sup>2</sup>	
路盤工	0m <sup>2</sup>		路盤工	2,815m <sup>2</sup>		2,815m <sup>2</sup>	
排水工 (コンクリート側溝)	143m	U-300×300側溝	排水工 (コンクリート側溝)	191m	U-300×300側溝	334m	U-300×300側溝
排水工 (コンクリート側溝)	0m	U-360×360側溝	排水工 (コンクリート側溝)	53m	U-360×360側溝	53m	U-360×360側溝
排水工 (集水樹)	13基	450×450	排水工 (集水樹)	19基	450×450	32基	450×450
仮設工	1式		仮設工	1式		1式	

U-300×300側溝

A 区間=56m (保安林内 56m)  
 B 区間=59m (保安林内 59m)  
 C 区間=87m (保安林内 28m)  
 D 区間=76m  
 E 区間=56m

計 U-300×300側溝 L=334m (保安林内 143m)

U-360×360側溝 F 区間=53m

集水樹 (450×450)

A 区間=7基 (保安林内 7基)  
 B 区間=5基 (保安林内 5基)  
 C 区間=6基 (保安林内 1基)  
 D 区間=4基  
 E 区間=3基  
 F 区間=7基

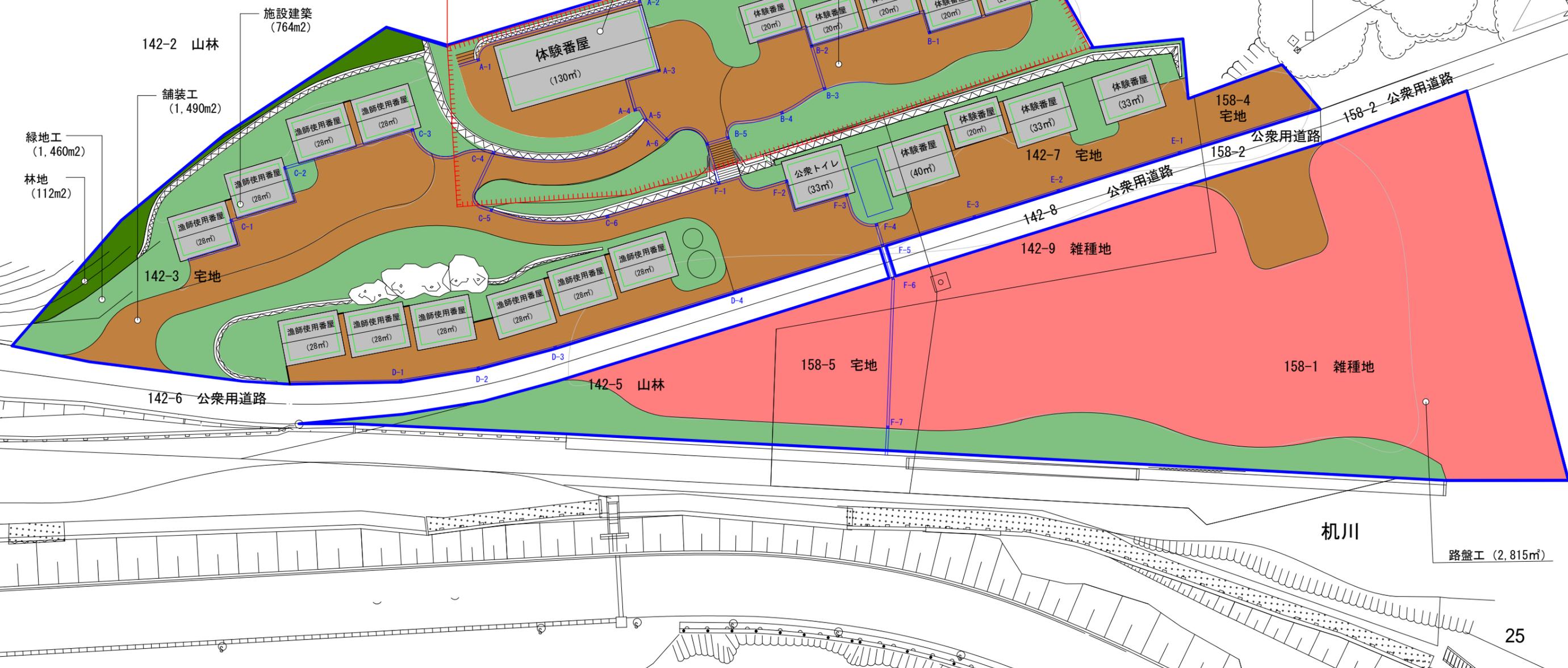
計 32基 (保安林内 13基)

要解除地

施設建築 (保安林内 290m<sup>2</sup>)  
 舗装工 (保安林内700m<sup>2</sup>)  
 緑地工 (保安林内674m<sup>2</sup>)

142-4 保安林

142-11



机川

路盤工 (2,815m<sup>2</sup>)

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波による被害を受けた地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。</li> <li>●津波による被害を受けなかった地区の農地については、露地野菜や施設野菜などを組み合わせた基本的な営農類型へと誘導し、安定生産・安定販売を目標に関係機関と調整しながら事業展開を図ります。</li> </ul>
② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波による被害を受けた明戸地区の農地は、県等の関係機関と連携し、土壌分析等の取り組みを継続します。</li> <li>●津波による被害を受けなかった地区の農地については、平坦部は水田、普通畑としての有効利用を確保することとし、大根、ホウレンソウ、ブロッコリー、根ミツバ、ピーマン等の特産野菜の振興及び畜産飼料の生産基盤となる草地としての利用を引き続き図り、山間傾斜地の農地については、畜産飼料の生産基盤となる草地及び樹園地としての利用を図ります。</li> </ul>

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。  
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅地への農地転用は、安全で安心な居住空間の確保を図るため必要最少限とします。</li> <li>●農地の利用集積、担い手の育成を図るほか、今後遊休農地になる恐れのある農地については、農業参入企業への貸し付けなども推進し、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めます。</li> <li>●効率的かつ安定的な農業経営が展開されるよう、経営再開マスタープランを作成することにより、経営管理能力の向上、経営の合理化及び拡大への誘導、地域リーダーの育成に努めます。</li> </ul>
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波による被害を受けた明戸地区の農地（0.5ha）は、農地として土壌分析等の取り組みを継続し農作物の安定的な生産高の回復を図り、今後も優良農地として確保します。</li> <li>●平坦部においては、土地利用の集積を進めるほか、団地化による作業の効率化、生産性の高い施設栽培の導入等収益性の高い農業生産の実現に向けた農地利用を図ります。</li> </ul>
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり。

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。  
 (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし
------

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
B	羅賀地区	その他施設の 整備に関する 事業	住宅地	4.4ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha	田野畑村	H23～H27	110人 (44世帯)	都市計画区 域外	移転元：21.8ha 都市計画区域外 223人（84世帯） 移転跡地：漁業集落
計				4.4ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha			110人 (44世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
  - (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
  - (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
  - (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
  - (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： 羅賀 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
復興整備事業の施行区域内において、廃止・付け替えが必要となる農業用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
漁業集落防災機能強化事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

様式第 13 法第 49 条第 4 項第 4 号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第 5 条第 1 項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体			
B	その他施設の整備に関する事業	羅賀地区		田野畑村			
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	田野畑村和野	37番5	畑	畑	4,629	農用地	都市計画区域外
	計	4,629㎡（田 -㎡ 畑 4,629㎡）					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>開発区域は 2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波により被災した被災者等の高台移転地です。</p> <p>開発区域は、既存集落の住宅未利用地を宅地造成します。</p> <p>工事期間中は沈砂池、防災小堤を設置し隣接耕作地への土砂や濁り水流出等の被害を防止しますので、隣接耕作地への影響・被害はありません。復興整備事業の施行区域内において、廃止・付け替えが必要となる農業用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じません。</p>						

# 位置図

和野37-5

